

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (14)		生活排水関係事業の取扱いについて					
調整方針（案）		(1) 生活排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。					
公共下水道事業		所管部会・分科会			建設部会・生活排水分科会		
区分	酒田市		八幡町		松山町	平田町	合計
	単独公共下水道	流域関連公共下水道	単独公共下水道	特定環境保全公共下水道	特定環境保全公共下水道		
処理区名	中央処理区 北部処理区 南部処理区	庄内処理区	八幡処理区	八幡処理区	松山処理区	該当なし	
全体計画							
計画処理面積 (ha)	1,647.00	749.00	149.00	25.00	164.30		2,734.30
計画処理人口 (人)	64,100	18,800	4,050	850	4,500		92,300
計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	41,864	10,510	2,417	333	3,130		58,254
認可計画							
計画処理面積 (ha)	1,362.15	330.00	149.00	25.00	164.30		2,030.45
計画処理人口 (人)	49,325	10,100	3,900	850	4,600		68,775
計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	30,671	5,137	2,258	323	3,130		41,519
排除方式	合流式・分流式	分流式	分流式	分流式	分流式		
処理方式	標準活性汚泥法	流域関連公共下水道 (庄内処理区)	嫌気好気ろ床	公共関連特定環境保全 公共下水道	オキシデーショondiッチ法		
事業期間 始期	昭和45年12月14日	昭和45年12月14日	平成3年2月26日	平成13年8月1日	平成6年12月1日		
終期(認可計画)	平成23年3月31日	平成19年3月31日	平成18年3月31日	平成21年3月31日	平成23年3月31日		
終期(全体計画)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日		
供用開始年月日	昭和54年10月1日	平成13年3月31日	平成6年10月1日	平成15年2月3日	平成12年7月1日		
当初認可年月日	昭和45年12月14日	平成11年7月1日	平成3年2月26日	平成13年6月25日	平成7年12月11日		
最終認可年月日	平成16年11月9日	平成13年11月2日	平成11年11月12日		平成12年12月25日変更		
区域拡大予定	平成16年度一部拡大	平成16年度一部拡大予定	なし	なし	なし		
整備済面積(H15末現在)	1071.75 ha		136.4 ha		132.5 ha		
普及率	47.7 %		57.0 %		70.4 %		
処理施設概要	(処理場) ①酒田市クリーンセンター 合流式：昭和54年10月1日供用開始 分流式：平成6年8月1日供用開始 処理方式：標準活性汚泥法 ②若宮町クリーンセンター 分流式：昭和49年7月1日供用開始 処理方式：標準活性汚泥法 (ポンプ場) 名称 運転開始 ①浜田中継ポンプ場 昭和47年7月 ②若浜中継ポンプ場 昭和61年7月 ③船場町中継ポンプ場 平成2年6月 ④家際雨水ポンプ場 昭和51年10月 ⑤北部雨水ポンプ場 平成2年10月 ⑥光ヶ丘中継ポンプ場 平成15年6月 (マンホールポンプ) 公共下水道 2箇所 流域下水道 2箇所		(処理場) ①八幡浄化センター 分流式：平成6年10月1日供用開始 処理方式：嫌気好気ろ床法 (ポンプ場) ①小泉中継ポンプ場 平成6年10月1日供用開始 ②市条中継ポンプ場 平成9年3月24日供用開始 (マンホールポンプ) 公共下水道 16箇所 特定環境保全公共下水道 7箇所		(処理場) ①松山浄化センター 分流式：平成12年7月1日供用開始 処理方式：オキシデーショondiッチ法 (ポンプ場) なし (マンホールポンプ) 公共下水道 13箇所		
事業費	全体建設事業費(予定) 約1,040億円  平成15年度末の事業費は約638億円で、公共下水道地区、流域公共下水道地区(平成27年度末)完了までには約402億円を予定しているが、事業完了まで最終事業年度及び事業費がさらに伸びる可能性が大きい。		全体建設事業費(予定) 約77億円  平成15年度末の事業費は約58億円で、公共下水道地区、特定環境保全公共下水道地区(平成20年度末)完了までには約19億円を予定している。		全体建設事業費(予定) 約81億円  平成15年度末の事業費は約50億円で、公共下水道地区完了までには約31億円を予定しており、順調な進捗により予定通りの完了が見込まれている。		

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (14)		生活排水関係事業の取扱いについて																																																																																							
調整方針（案）		(1) 生活排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																																							
		所管部会・分科会		建設部会・生活排水分科会																																																																																					
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町																																																																																					
農業集落排水事業	<p>【目的】 農業用水の水質保全並びに農業集落の生活環境を 図り併せて公共用水域の水質保全に資するため、農 業集落排水処理施設を設置する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>宮内地区</td><td>S52～57</td><td>950人</td></tr> <tr><td>刈穂城輪地区</td><td>H3～6</td><td>660人</td></tr> <tr><td>上野曾根地区</td><td>H5～8</td><td>820人</td></tr> <tr><td>関地区</td><td>H6～10</td><td>840人</td></tr> <tr><td>中平田地区</td><td>H8～13</td><td>1,190人</td></tr> <tr><td>本楯地区</td><td>H8～14</td><td>1,800人</td></tr> <tr><td>漆曾根地区</td><td>H9～15</td><td>1,340人</td></tr> <tr><td>西荒瀬地区</td><td>H13～20</td><td>1,750人</td></tr> <tr><td>東平田地区</td><td>H14～19</td><td>1,480人</td></tr> <tr><td>中平田南地区</td><td>H15～20</td><td>770人</td></tr> <tr><td>庭田吉田地区</td><td>H18～23</td><td>1,260人</td></tr> <tr><td>浜中地区</td><td>未定</td><td>2,400人</td></tr> </tbody> </table> <p>12地区（供用開始7地区） 計画人口合計 15,260人</p>	地区名	事業実施(年度)	計画人口	宮内地区	S52～57	950人	刈穂城輪地区	H3～6	660人	上野曾根地区	H5～8	820人	関地区	H6～10	840人	中平田地区	H8～13	1,190人	本楯地区	H8～14	1,800人	漆曾根地区	H9～15	1,340人	西荒瀬地区	H13～20	1,750人	東平田地区	H14～19	1,480人	中平田南地区	H15～20	770人	庭田吉田地区	H18～23	1,260人	浜中地区	未定	2,400人	<p>【事的】 農業用水の水質保全並びに農業集落の生活環境を 図り併せて公共用水域の水質保全に資するため、農 業集落排水処理施設を設置する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>八幡南部地区</td><td>H3～6</td><td>920人</td></tr> <tr><td>升田地区</td><td>H7～10</td><td>470人</td></tr> <tr><td>青沢地区</td><td>H10～13</td><td>260人</td></tr> </tbody> </table> <p>3地区（供用開始3地区） 計画人口合計 1,650人</p>	地区名	事業実施(年度)	計画人口	八幡南部地区	H3～6	920人	升田地区	H7～10	470人	青沢地区	H10～13	260人	<p>【目的】 農業集落地域における公衆衛生及び環境衛生の向 上並びに農業用水の水質保全を図るため、農業集落 排水処理施設を設置し管理する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大川度地区</td><td>S63～H2</td><td>310人</td></tr> <tr><td>南部地区</td><td>H6～9</td><td>750人</td></tr> <tr><td>成興野地区</td><td>H7～9</td><td>250人</td></tr> </tbody> </table> <p>3地区（供用開始3地区） 計画人口合計 1,310人</p>	地区名	事業実施(年度)	計画人口	大川度地区	S63～H2	310人	南部地区	H6～9	750人	成興野地区	H7～9	250人	<p>【目的】 農業用水の水質保全並びに農業集落の生活環境を 図り併せて公共用水域の水質保全に資するため、農 業集落排水処理施設を設置する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>飛鳥砂越地区</td><td>S55～H3</td><td>3,600人</td></tr> <tr><td>檜橋地区</td><td>S61～63</td><td>440人</td></tr> <tr><td>山谷円道地区</td><td>H2～5</td><td>920人</td></tr> <tr><td>郡鏡地区</td><td>H5～8</td><td>1,600人</td></tr> <tr><td>本宮備畑地区</td><td>H6～9</td><td>680人</td></tr> <tr><td>元田沢地区</td><td>H10～14</td><td>440人</td></tr> </tbody> </table> <p>6地区（供用開始6地区） 計画人口合計 7,680人</p>		地区名	事業実施(年度)	計画人口	飛鳥砂越地区	S55～H3	3,600人	檜橋地区	S61～63	440人	山谷円道地区	H2～5	920人	郡鏡地区	H5～8	1,600人	本宮備畑地区	H6～9	680人	元田沢地区	H10～14	440人
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
宮内地区	S52～57	950人																																																																																							
刈穂城輪地区	H3～6	660人																																																																																							
上野曾根地区	H5～8	820人																																																																																							
関地区	H6～10	840人																																																																																							
中平田地区	H8～13	1,190人																																																																																							
本楯地区	H8～14	1,800人																																																																																							
漆曾根地区	H9～15	1,340人																																																																																							
西荒瀬地区	H13～20	1,750人																																																																																							
東平田地区	H14～19	1,480人																																																																																							
中平田南地区	H15～20	770人																																																																																							
庭田吉田地区	H18～23	1,260人																																																																																							
浜中地区	未定	2,400人																																																																																							
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
八幡南部地区	H3～6	920人																																																																																							
升田地区	H7～10	470人																																																																																							
青沢地区	H10～13	260人																																																																																							
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
大川度地区	S63～H2	310人																																																																																							
南部地区	H6～9	750人																																																																																							
成興野地区	H7～9	250人																																																																																							
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
飛鳥砂越地区	S55～H3	3,600人																																																																																							
檜橋地区	S61～63	440人																																																																																							
山谷円道地区	H2～5	920人																																																																																							
郡鏡地区	H5～8	1,600人																																																																																							
本宮備畑地区	H6～9	680人																																																																																							
元田沢地区	H10～14	440人																																																																																							
簡易排水事業	該当なし	該当なし	<p>【目的】 農業集落地域における公衆衛生及び環境衛生の向 上並びに農業用水の水質保全を図るため、農業集落 排水処理施設を設置し管理する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>柏谷沢地区</td><td>H9～10</td><td>50人</td></tr> </tbody> </table>	地区名	事業実施(年度)	計画人口	柏谷沢地区	H9～10	50人	該当なし																																																																															
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
柏谷沢地区	H9～10	50人																																																																																							
浄化槽市町村整備推進事業	<p>【事業の目的】 排水計画では、当初、農業集落排水事業の計画区 域となっていたが、事業の進捗や経済比較により、 市が浄化槽を設置し管理する浄化槽市町村整備推進 事業に排水計画を変更し事業の進捗を図る。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>設置基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>豊川、大豊田地区</td><td>H13～17</td><td>115基</td></tr> <tr><td>北平田東部地区</td><td>H15～20</td><td>140基</td></tr> <tr><td>米島地区</td><td>H17～21</td><td>130基 (予定)</td></tr> </tbody> </table>	地区名	事業実施(年度)	設置基数	豊川、大豊田地区	H13～17	115基	北平田東部地区	H15～20	140基	米島地区	H17～21	130基 (予定)	<p>【事業の目的】 投資効果等により農業集落排水事業での対応が困 難な区域について、町が浄化槽を設置し管理する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施(年度)</th> <th>設置基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16～25</td><td>200基（予定） (平成25年度まで)</td></tr> </tbody> </table> <p>(但し、H16～H18まで個別排水処理施設整備事業 (総務省) で計画実施中)</p>	事業実施(年度)	設置基数	H16～25	200基（予定） (平成25年度まで)	該当なし	<p>【事業の目的】 投資効果等により農業集落排水事業での対応が困 難な区域について、町が浄化槽を設置し管理する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施(年度)</th> <th>設置基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H11～15</td><td>300基</td></tr> <tr><td>H16～</td><td>20基（予定） (平成20年度まで)</td></tr> </tbody> </table>		事業実施(年度)	設置基数	H11～15	300基	H16～	20基（予定） (平成20年度まで)																																																														
地区名	事業実施(年度)	設置基数																																																																																							
豊川、大豊田地区	H13～17	115基																																																																																							
北平田東部地区	H15～20	140基																																																																																							
米島地区	H17～21	130基 (予定)																																																																																							
事業実施(年度)	設置基数																																																																																								
H16～25	200基（予定） (平成25年度まで)																																																																																								
事業実施(年度)	設置基数																																																																																								
H11～15	300基																																																																																								
H16～	20基（予定） (平成20年度まで)																																																																																								

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目24-(14)		生活排水関係事業の取扱いについて																																																																															
調整方針(案)		(2) 下水道使用料、集落排水施設使用料及び浄化槽使用料については、現行のとおりとし、5年を目途に統一する。																																																																															
		所管部会・分科会		建設部会・生活排水分科会																																																																													
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																												
公共下水道事業	<p>【使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従量制・累進制料金を採用</li> <li>・毎月徴収</li> <li>・水道料金と一緒に徴収</li> </ul> <p>基本使用料 900円</p> <p>従量使用料</p> <table border="1"> <tr><td>10m<sup>3</sup>以下</td><td>105円/m<sup>3</sup></td></tr> <tr><td>10m<sup>3</sup>超30m<sup>3</sup>以下</td><td>180円/m<sup>3</sup></td></tr> <tr><td>30m<sup>3</sup>超50m<sup>3</sup>以下</td><td>215円/m<sup>3</sup></td></tr> <tr><td>50m<sup>3</sup>超100m<sup>3</sup>以下</td><td>230円/m<sup>3</sup></td></tr> <tr><td>100m<sup>3</sup>超</td><td>250円/m<sup>3</sup></td></tr> </table> <p>公衆浴場汚水、プール汚水、工事湧水</p> <p>基本使用料 900円</p> <p>従量使用料 45円/m<sup>3</sup></p> <p>消費税は外税</p> <table border="1"> <tr><td>0 m<sup>3</sup></td><td>900 円</td></tr> <tr><td>10 m<sup>3</sup></td><td>1,950 円</td></tr> <tr><td>20 m<sup>3</sup></td><td>3,750 円</td></tr> <tr><td>30 m<sup>3</sup></td><td>5,500 円</td></tr> <tr><td>40 m<sup>3</sup></td><td>7,700 円</td></tr> <tr><td>50 m<sup>3</sup></td><td>9,850 円</td></tr> <tr><td>60 m<sup>3</sup></td><td>12,150 円</td></tr> <tr><td>70 m<sup>3</sup></td><td>14,450 円</td></tr> <tr><td>80 m<sup>3</sup></td><td>16,750 円</td></tr> <tr><td>90 m<sup>3</sup></td><td>19,050 円</td></tr> <tr><td>100 m<sup>3</sup></td><td>21,350 円</td></tr> </table>	10m <sup>3</sup> 以下	105円/m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> 超30m <sup>3</sup> 以下	180円/m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup> 超50m <sup>3</sup> 以下	215円/m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup> 超100m <sup>3</sup> 以下	230円/m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 超	250円/m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	900 円	10 m <sup>3</sup>	1,950 円	20 m <sup>3</sup>	3,750 円	30 m <sup>3</sup>	5,500 円	40 m <sup>3</sup>	7,700 円	50 m <sup>3</sup>	9,850 円	60 m <sup>3</sup>	12,150 円	70 m <sup>3</sup>	14,450 円	80 m <sup>3</sup>	16,750 円	90 m <sup>3</sup>	19,050 円	100 m <sup>3</sup>	21,350 円	<p>【使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従量制・基本料金制を採用</li> <li>・毎月徴収</li> </ul> <p>基本使用料 1,200円</p> <p>従量使用料 120円/m<sup>3</sup></p> <p>消費税は外税</p> <table border="1"> <tr><td>0 m<sup>3</sup></td><td>1,200 円</td></tr> <tr><td>10 m<sup>3</sup></td><td>1,200 円</td></tr> <tr><td>20 m<sup>3</sup></td><td>2,400 円</td></tr> <tr><td>30 m<sup>3</sup></td><td>3,600 円</td></tr> <tr><td>40 m<sup>3</sup></td><td>4,800 円</td></tr> <tr><td>50 m<sup>3</sup></td><td>6,000 円</td></tr> <tr><td>60 m<sup>3</sup></td><td>7,200 円</td></tr> <tr><td>70 m<sup>3</sup></td><td>8,400 円</td></tr> <tr><td>80 m<sup>3</sup></td><td>9,600 円</td></tr> <tr><td>90 m<sup>3</sup></td><td>10,800 円</td></tr> <tr><td>100 m<sup>3</sup></td><td>12,000 円</td></tr> </table>	0 m <sup>3</sup>	1,200 円	10 m <sup>3</sup>	1,200 円	20 m <sup>3</sup>	2,400 円	30 m <sup>3</sup>	3,600 円	40 m <sup>3</sup>	4,800 円	50 m <sup>3</sup>	6,000 円	60 m <sup>3</sup>	7,200 円	70 m <sup>3</sup>	8,400 円	80 m <sup>3</sup>	9,600 円	90 m <sup>3</sup>	10,800 円	100 m <sup>3</sup>	12,000 円	<p>【使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従量制料金を採用</li> <li>・毎月徴収</li> </ul> <p>基本料金 1,800円</p> <p>超過料金 130円/m<sup>3</sup></p> <p>消費税は外税で10円未満切り捨て</p> <table border="1"> <tr><td>0 m<sup>3</sup></td><td>1,800 円</td></tr> <tr><td>10 m<sup>3</sup></td><td>1,800 円</td></tr> <tr><td>20 m<sup>3</sup></td><td>3,100 円</td></tr> <tr><td>30 m<sup>3</sup></td><td>4,400 円</td></tr> <tr><td>40 m<sup>3</sup></td><td>5,700 円</td></tr> <tr><td>50 m<sup>3</sup></td><td>7,000 円</td></tr> <tr><td>60 m<sup>3</sup></td><td>8,300 円</td></tr> <tr><td>70 m<sup>3</sup></td><td>9,600 円</td></tr> <tr><td>80 m<sup>3</sup></td><td>10,900 円</td></tr> <tr><td>90 m<sup>3</sup></td><td>12,200 円</td></tr> <tr><td>100 m<sup>3</sup></td><td>13,500 円</td></tr> </table>	0 m <sup>3</sup>	1,800 円	10 m <sup>3</sup>	1,800 円	20 m <sup>3</sup>	3,100 円	30 m <sup>3</sup>	4,400 円	40 m <sup>3</sup>	5,700 円	50 m <sup>3</sup>	7,000 円	60 m <sup>3</sup>	8,300 円	70 m <sup>3</sup>	9,600 円	80 m <sup>3</sup>	10,900 円	90 m <sup>3</sup>	12,200 円	100 m <sup>3</sup>	13,500 円	<p>該当なし</p>	<p>【使用料】</p> <p>使用料は、合併時は現行のとおりとし、5年を目途に統一する。</p> <p>使用料統一細目</p> <p>①使用料については、合併時は1市3町の使用料は現行のとおりとする。</p> <p>②平成21年度を目途に統一する。（合併特例法第10条「5年度に限り、課税をしないこと又不均一の課税をすることができる」により5年を目途とする。）</p> <p>③統一料金目標は、平成15年度の1市3町の平均料金に平成16年度に繰入金を固定した場合の平成21年度収支不足額を加算した金額とする。</p> <p>④料金体系（従量料金制・累進使用料体系）は、酒田市下水道使用料に準じて調整を行う。</p> <p>⑤統一までの間、各地域の状況にあわせ、段階的に料金改定を行う。</p>
10m <sup>3</sup> 以下	105円/m <sup>3</sup>																																																																																
10m <sup>3</sup> 超30m <sup>3</sup> 以下	180円/m <sup>3</sup>																																																																																
30m <sup>3</sup> 超50m <sup>3</sup> 以下	215円/m <sup>3</sup>																																																																																
50m <sup>3</sup> 超100m <sup>3</sup> 以下	230円/m <sup>3</sup>																																																																																
100m <sup>3</sup> 超	250円/m <sup>3</sup>																																																																																
0 m <sup>3</sup>	900 円																																																																																
10 m <sup>3</sup>	1,950 円																																																																																
20 m <sup>3</sup>	3,750 円																																																																																
30 m <sup>3</sup>	5,500 円																																																																																
40 m <sup>3</sup>	7,700 円																																																																																
50 m <sup>3</sup>	9,850 円																																																																																
60 m <sup>3</sup>	12,150 円																																																																																
70 m <sup>3</sup>	14,450 円																																																																																
80 m <sup>3</sup>	16,750 円																																																																																
90 m <sup>3</sup>	19,050 円																																																																																
100 m <sup>3</sup>	21,350 円																																																																																
0 m <sup>3</sup>	1,200 円																																																																																
10 m <sup>3</sup>	1,200 円																																																																																
20 m <sup>3</sup>	2,400 円																																																																																
30 m <sup>3</sup>	3,600 円																																																																																
40 m <sup>3</sup>	4,800 円																																																																																
50 m <sup>3</sup>	6,000 円																																																																																
60 m <sup>3</sup>	7,200 円																																																																																
70 m <sup>3</sup>	8,400 円																																																																																
80 m <sup>3</sup>	9,600 円																																																																																
90 m <sup>3</sup>	10,800 円																																																																																
100 m <sup>3</sup>	12,000 円																																																																																
0 m <sup>3</sup>	1,800 円																																																																																
10 m <sup>3</sup>	1,800 円																																																																																
20 m <sup>3</sup>	3,100 円																																																																																
30 m <sup>3</sup>	4,400 円																																																																																
40 m <sup>3</sup>	5,700 円																																																																																
50 m <sup>3</sup>	7,000 円																																																																																
60 m <sup>3</sup>	8,300 円																																																																																
70 m <sup>3</sup>	9,600 円																																																																																
80 m <sup>3</sup>	10,900 円																																																																																
90 m <sup>3</sup>	12,200 円																																																																																
100 m <sup>3</sup>	13,500 円																																																																																
農業集落排水事業	<p>【使用料】</p> <p>世帯均等割と世帯員割で賦課</p> <p>1世帯につき 700円/月</p> <p>世帯員1人につき 700円/月</p> <p>事業所の使用料</p> <p>前年度の上水道使用量から1か月当たりの平均使用量を算出し、5m<sup>3</sup>を世帯員1人として料金を算出する。</p> <p>消費税等相当分は別</p>	<p>【使用料】</p> <p>従量制で賦課</p> <p>基本料金 10m<sup>3</sup>まで 1,260円</p> <p>超過料金 10m<sup>3</sup>超 126円/m<sup>3</sup></p> <p>消費税は外税</p>	<p>【使用料】</p> <p>排除した汚水の量に応じて算定した額の100分の105を乗じて得た額。10円未満は切り捨て。</p> <p>基本使用料 10m<sup>3</sup>まで 1,800円</p> <p>超過料金 10m<sup>3</sup>超 130円/m<sup>3</sup></p> <p>消費税は外税で10円未満切り捨て</p>	<p>【使用料】</p> <p>基本料金と世帯員割で賦課</p> <p>一般用</p> <p>1世帯につき 2,000円/月</p> <p>世帯員1人につき 450円/月</p> <p>一般営業用</p> <p>1世帯につき 2,000円/月</p> <p>換算人員1人につき 450円/月</p> <p>業務用</p> <p>1事業所等につき 3,800円/月</p> <p>換算人員1人につき 450円/月</p> <p>消費税込み</p>																																																																													
合併処理浄化槽事業	<p>【使用料】</p> <p>〔一般用〕</p> <p>世帯均等割と世帯員割で賦課</p> <p>世帯均等割 700円/月</p> <p>世帯員割1人につき 700円/月</p> <p>ただし、電気代として基本料金から600円を減ずる。</p> <p>〔事業所の使用料〕</p> <p>前年度の上水道使用量から1か月当たりの平均使用量を算出し、5m<sup>3</sup>を世帯員1人として料金を算出する。</p> <p>消費税等相当分は別</p>	<p>【使用料】</p> <p>従量制で賦課</p> <p>基本料金 10m<sup>3</sup>まで 1,260円</p> <p>超過料金 10m<sup>3</sup>超 126円/m<sup>3</sup></p> <p>消費税は外税</p>	<p>該当なし</p>	<p>【使用料】</p> <p>基本料金と世帯員割で賦課</p> <p>〔一般用〕</p> <p>基本料金 2,000円/月</p> <p>世帯員割1人につき 450円/月</p> <p>〔一般営業用〕</p> <p>基本料金 2,000円/月</p> <p>世帯員に換算処理人員を加えた人員1人につき 450円/月</p> <p>ただし、電気・水道代として基本料金から800円を減ずる。</p> <p>〔地区集会所〕</p> <p>1～20戸 一律 500円/月</p> <p>21～50戸 一律 700円/月</p> <p>51戸以上 一律 1,000円/月</p> <p>※消費税込み</p>																																																																													

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (14)	生活排水関係事業の取扱いについて				
調整方針（案）	(3) 下水道、集落排水施設及び浄化槽の受益者分担金は、合併までに認可又は採択を受けている事業は現行のとおりとし、合併後は新市の算定方式により統一する。				
	所管部会・分科会			建設部会・生活排水分科会	
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
下水道事業	<p>【受益者負担金】</p> <p>(1) 負担金の額 負担区の区分に応じ1平方メートル当たりの470円を地積を乗じた額 ただし、市街化調整区域の居住用地が500㎡を超えるときは、上限500㎡。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 5年分割</p>	<p>【受益者負担金】</p> <p>(1) 負担金の額 土地に係る末端管渠費相当額とし、一末端管渠費相当額は20万円とする。ただし、使用開始区域内の新たな受益者は事業費相当分とする。 一括納付の場合は18万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 5年分割又は一括納付</p>	<p>【受益者分担金】</p> <p>(1) 分担金の額 建築物等一戸につき20万円。 前納による割引制度はなし。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 5年分割又は一括納付</p>	該当なし	<p>【負担金、分担金】</p> <p>負担金、分担金は、事業認可時に賦課金額を周知しており変更することができないため、合併までに事業認可又は採択を受けた事業については現状のまま新市に引き継ぎ、合併後に新たな認可又は採択を受ける事業については新市の算定方式により統一する。</p> <p>負担金・分担金統一細目</p> <p>① 下水道事業の負担金については、合併後に事業認可を受ける酒田市の算定方式「末端管渠費の1/5を負担する」とする。</p> <p>② 集落排水事業の負担金については、合併後に事業認可を受けるのが酒田市だけであり、合併後は酒田市の例による。</p> <p>③ 浄化槽事業の分担金については、下水道・集落排水事業と同額程度の負担となるよう調整する。</p>
集落排水事業	<p>【分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 各施行地区毎に事業費の5%相当を受益戸数（公共ますの設置予定数）で除した額。上限は、6.75%。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 事業実施の翌年度（年2回）に徴収前納による割引制度はなし。</p>	<p>【分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 1使用者につき20万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 供用開始年度から5年分割（年3回）で徴収 一括納付の場合は18万円。</p>	<p>【分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 一受益者につき20万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 事業着手年度又は排水施設に加入した年度から当該年度を含む4年間。 前納による割引制度はなし。</p>	<p>【分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 1世帯又は1事業所につき10万円。複数の公共枿を設置する場合は公共枿の数に10万円を乗じた額。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 排水施設の加入申込みのあった日の属する月の翌月の末日まで 前納による割引制度はなし。</p>	
浄化槽市町村整備推進事業	<p>【受益者分担金】</p> <p>(1) 分担金の額 ① 10人槽まで 浄化槽1基につき30万円。 ② 10人槽以上 市の設置工事費に0.3を乗じた額。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 浄化槽設置の翌年度から5年間前納による割引制度はなし。</p>	<p>【受益者分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 1使用者につき20万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 供用開始年度から5年分割（年3回）で徴収 一括納付の場合は18万円。</p>	該当なし	<p>【受益者分担金】</p> <p>(1) 分担金の額 1基につき10万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 浄化槽設置工事が完了した日の属する月の翌月の末日まで 前納による割引制度はなし。</p>	

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 2 4 - ( 1 4 )		生活排水関係事業の取扱いについて																																																																							
調整方針（案）		(4) 浄化槽補助金については、合併までに調整する。																																																																							
		所管部会・分科会		建設部会・生活排水分科会																																																																					
酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																					
<p>【内容】 農村地域の浄化槽設置者に対して、国庫補助基準額に上乗せした金額を補助金として交付する。 浄化槽設置の翌年度から3年間維持管理補助金を交付する。</p> <p>【補助対象地区】 公共下水道、流域下水道、農業集落排水、浄化槽市町村整備推進事業、酒田都市計画区域内の工業専用地域以外の地区</p> <p>【補助対象者】 浄化槽設置補助金 補助対象地域の浄化槽設置者。専用事業所も補助対象としている。 維持管理補助金 10人槽以下の住宅の浄化槽設置補助金交付者。</p> <p>【補助金額】 (1)浄化槽設置補助金 15人槽まで 補助対象事業費から30万円を除いた額。上限あり。 15人槽以上 補助申請事業費に0.3を乗じて得た額を除いた額。上限あり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th colspan="2">補助限度額</th> </tr> <tr> <td></td> <th>酒田市内</th> <th>飛島地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～6人槽</td> <td>750千円</td> <td>1,800千円</td> </tr> <tr> <td>7～9人槽</td> <td>937千円</td> <td>2,094千円</td> </tr> <tr> <td>10～14人槽</td> <td>1,343千円</td> <td>2,955千円</td> </tr> <tr> <td>15～19人槽</td> <td>1,610千円</td> <td>3,087千円</td> </tr> <tr> <td>20～24人槽</td> <td>1,918千円</td> <td>3,675千円</td> </tr> <tr> <td>25～29人槽</td> <td>2,322千円</td> <td>4,201千円</td> </tr> <tr> <td>30人槽以上</td> <td>2,667千円</td> <td>4,642千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)維持管理補助金 人槽により定額補助 5～6人槽 25千円 7～9人槽 27千円 10人槽 32千円</p>	人槽	補助限度額			酒田市内	飛島地区	5～6人槽	750千円	1,800千円	7～9人槽	937千円	2,094千円	10～14人槽	1,343千円	2,955千円	15～19人槽	1,610千円	3,087千円	20～24人槽	1,918千円	3,675千円	25～29人槽	2,322千円	4,201千円	30人槽以上	2,667千円	4,642千円	<p>【内容】 公共下水道区域及び農業集落排水処理整備区域を除く地域の浄化槽設置者に対して、設置に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>【補助対象地区】 公共下水道区域及び農業集落排水処理整備計画区域外</p> <p>【補助対象者】 10人槽以下の住宅（併用住宅を含む）の浄化槽設置者。</p> <p>【補助金額】 (1)浄化槽設置補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th>工事基準額</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>940千円</td> <td>740千円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>1,100千円</td> <td>900千円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>1,400千円</td> <td>1,200千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事基準額と補助限度額との差200千円は受益者負担となる。</p> <p>(2)維持管理補助金 なし</p>	人槽	工事基準額	補助限度額	5人槽	940千円	740千円	6～7人槽	1,100千円	900千円	8～10人槽	1,400千円	1,200千円	該当なし	<p>【内容】 浄化槽設置事業区域内の浄化槽設置者に対して、国庫補助基準額にさらに上乗せした金額を補助金として交付する。 単独浄化槽を設置している者が単独浄化槽を廃止して、合併処理浄化槽を設置する場合及び放流ポンプ槽を設置する場合に補助金を交付する。</p> <p>【補助対象地区】 平田町農業集落排水計画区域を除いた地域</p> <p>【補助対象者】 浄化槽設置補助金 単独浄化槽を廃止し合併処理浄化槽を設置する者。</p> <p>【補助金額】 (1)浄化槽設置補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>1,100千円</td> </tr> <tr> <td>6人槽</td> <td>1,200千円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>1,400千円</td> </tr> <tr> <td>8人槽</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>1,900千円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>2,095千円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>3,657千円</td> </tr> <tr> <td>31～50人槽以上</td> <td>4,829千円</td> </tr> <tr> <td>51人槽以上</td> <td>5,474千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>単独浄化槽撤去 1事業5万円 放流ポンプ槽設置 放流ポンプ設置基準額を限度とする。</p> <p>(2)維持管理補助金 住宅</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>29,400円</td> </tr> <tr> <td>6人槽</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>8人槽</td> <td>35,700円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>39,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>地区集会所 1地区 20,000円</p>	人槽	補助限度額	5人槽	1,100千円	6人槽	1,200千円	7人槽	1,400千円	8人槽	1,500千円	10人槽	1,900千円	11～20人槽	2,095千円	21～30人槽	3,657千円	31～50人槽以上	4,829千円	51人槽以上	5,474千円	5人槽	29,400円	6人槽	31,500円	7人槽	33,600円	8人槽	35,700円	10人槽	39,900円	<p>合併処理浄化槽補助金については、合併までに調整する。</p> <p>合併処理浄化槽設置補助金統一細目 合併処理浄化槽設置補助金は、下水道・集落排水事業の負担金等と同額程度の負担となるよう調整する。</p>
人槽	補助限度額																																																																								
	酒田市内	飛島地区																																																																							
5～6人槽	750千円	1,800千円																																																																							
7～9人槽	937千円	2,094千円																																																																							
10～14人槽	1,343千円	2,955千円																																																																							
15～19人槽	1,610千円	3,087千円																																																																							
20～24人槽	1,918千円	3,675千円																																																																							
25～29人槽	2,322千円	4,201千円																																																																							
30人槽以上	2,667千円	4,642千円																																																																							
人槽	工事基準額	補助限度額																																																																							
5人槽	940千円	740千円																																																																							
6～7人槽	1,100千円	900千円																																																																							
8～10人槽	1,400千円	1,200千円																																																																							
人槽	補助限度額																																																																								
5人槽	1,100千円																																																																								
6人槽	1,200千円																																																																								
7人槽	1,400千円																																																																								
8人槽	1,500千円																																																																								
10人槽	1,900千円																																																																								
11～20人槽	2,095千円																																																																								
21～30人槽	3,657千円																																																																								
31～50人槽以上	4,829千円																																																																								
51人槽以上	5,474千円																																																																								
5人槽	29,400円																																																																								
6人槽	31,500円																																																																								
7人槽	33,600円																																																																								
8人槽	35,700円																																																																								
10人槽	39,900円																																																																								

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (14)		生活排水関係事業の取扱いについて																																																																																																			
調整方針（案）		(5) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、合併後は酒田市の例により統一する。																																																																																																			
		所管部会・分科会		建設部会・生活排水分科会																																																																																																	
酒田市		八幡町		松山町		平田町																																																																																															
調整方針																																																																																																					
<p>酒田市水洗便所等改造資金融資あっせん</p> <p>【対象工事】 ①下水道に接続するために既設のくみ取り便所を水洗便所に接続する工事 ②既設の浄化槽を廃止し、汚水管を下水道に接続する工事 ③上記の工事と同時に行う水洗便所以外の炊事・風呂などの工事</p> <p>【融資条件】 (1)融資額 対象者1件当たり150万円（1万円単位、2回の分割も可） (2)利率 1.85%固定金利（8/1,2/1の長期プライムレート+0.2%） (3)返済方法 5年以内の元金均等月賦償還</p> <p>【利子補給】 ①供用開始後2年以内に工事完了 貸付金利の全額を利子補給 ②供用開始後2年を超え3年以内に工事完了 貸付金利1/2を利子補給 ただし、年利6%以上の場合は、3%を超える分を利子補給 ③供用開始後3年を経過して工事完了 利子補給なし</p> <p>【予算額】 平成16年度予算 4,663,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12</th> <th>H13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>151件</td> <td>149件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>1億1,225万円</td> <td>1億1,503万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100～150万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>85件</td> <td>73件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>6,438万円</td> <td>5,379万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>150万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table>		H12	H13	件数	151件	149件	融資総額	1億1,225万円	1億1,503万円	融資限度額	100万円	100～150万円		H14	H15	件数	85件	73件	融資総額	6,438万円	5,379万円	融資限度額	150万円	150万円	<p>酒田市農業集落排水水洗トイレ等改造資金融資あっせん</p> <p>【対象工事】 水洗化工事及び付帯工事（衛生工事、給水工事、大工工事）</p> <p>【融資条件】 (1)融資額 1件あたり150円（1万円単位） 分割融資は2回まで （合計額は150万円以内とする） (2)利率 基準日の長期プライムレート+0.2=貸付利率 H15.3～8月の利率は1.85% (3)返済方法 5年（60回）以内の毎月元金均等償還（繰上償還可能）</p> <p>【利子補給】 ①供用開始告示日から2年以内に工事完了 全額利子補給 ②供用開始告示日から2年を超え3年以内に工事完了 貸付利率が年6%の場合は利子の1/2の額 年6%を超える場合は年3%を超える分を利子補給 ③供用開始告示日から3年を経過して工事を完了した場合 利子補給なし（融資あっせんのみ）</p> <p>【予算額】 平成16年度予算 1,192,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12</th> <th>H13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>15件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>1,080万円</td> <td>1億3,650万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>19件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>2,072万円</td> <td>804万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>150万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table>		H12	H13	件数	15件	16件	融資総額	1,080万円	1億3,650万円	融資限度額	100万円	100万円		H14	H15	件数	19件	9件	融資総額	2,072万円	804万円	融資限度額	150万円	150万円	<p>八幡町公共下水道排水設備等改造資金融資幹旋</p> <p>【対象工事】 ①下水道に接続するために既設のくみ取り便所を水洗便所に接続する工事 ②既設の浄化槽を廃止し、汚水管を下水道に接続する工事 ③上記の工事と同時に行う水洗便所以外の炊事・風呂などの工事</p> <p>【融資条件】 (1)融資額 対象者1件当たり100万円 (2)利率 2.5%固定金利 (3)返済方法 4年以内の、元金均等月賦償還</p> <p>【利子補給】 ①供用開始後3年以内に工事完了 貸付金利3.5%を超える分を利子補給。 ②供用開始後3年を経過して工事完了 利子補給なし。</p> <p>【予算額】 平成16年度予算 0円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12</th> <th>H13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> </tbody> </table>		H12	H13	件数	0件	0件	融資総額	0万円	0万円	融資限度額	0万円	0万円		H14	H15	件数	0件	0件	融資総額	0万円	0万円	融資限度額	0万円	0万円	<p>松山町排水設備等設置改造資金融資あっせん及び利子補給</p> <p>【対象工事】 排水設備の設置工事及び水洗化工事（配管、衛生、給水、大工工事等）</p> <p>【融資条件】 (1)融資額 一世帯、1件として100万円以内の金額（10万円単位） (2)利率 基準日（8/1及び2/1）の長期プライムレート+0.2%（平成15年3～8月：1.85%）翌年より6ヶ月間適用 (3)返済方法 5年（60回）以内の毎月償還（元金均等、元利金等は金融機関と協議）</p> <p>【利子補給】 ①供用開始後1年以内に工事完了 貸付金利の全額を利子補給。 ②供用開始後1年を超え3年以内に工事完了 貸付金利1/2を利子補給。 ③供用開始後3年を経過して工事完了 利子補給なし（融資あっせん対象外）</p> <p>【予算額】 平成16年度予算 752,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12</th> <th>H13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>22件</td> <td>65件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>2,050万円</td> <td>5,030万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>27件</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>2,200万円</td> <td>1,290万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>		H12	H13	件数	22件	65件	融資総額	2,050万円	5,030万円	融資限度額	100万円	100万円		H14	H15	件数	27件	18件	融資総額	2,200万円	1,290万円	融資限度額	100万円	100万円	<p>平田町</p> <p>該当なし</p> <p>住宅施策の中で平田町クリーン対策資金特別貸付事業があり、排水設備等にも利用可能</p>	<p>調整方針</p> <p>水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、合併後は酒田市の例により統一する。</p>
	H12	H13																																																																																																			
件数	151件	149件																																																																																																			
融資総額	1億1,225万円	1億1,503万円																																																																																																			
融資限度額	100万円	100～150万円																																																																																																			
	H14	H15																																																																																																			
件数	85件	73件																																																																																																			
融資総額	6,438万円	5,379万円																																																																																																			
融資限度額	150万円	150万円																																																																																																			
	H12	H13																																																																																																			
件数	15件	16件																																																																																																			
融資総額	1,080万円	1億3,650万円																																																																																																			
融資限度額	100万円	100万円																																																																																																			
	H14	H15																																																																																																			
件数	19件	9件																																																																																																			
融資総額	2,072万円	804万円																																																																																																			
融資限度額	150万円	150万円																																																																																																			
	H12	H13																																																																																																			
件数	0件	0件																																																																																																			
融資総額	0万円	0万円																																																																																																			
融資限度額	0万円	0万円																																																																																																			
	H14	H15																																																																																																			
件数	0件	0件																																																																																																			
融資総額	0万円	0万円																																																																																																			
融資限度額	0万円	0万円																																																																																																			
	H12	H13																																																																																																			
件数	22件	65件																																																																																																			
融資総額	2,050万円	5,030万円																																																																																																			
融資限度額	100万円	100万円																																																																																																			
	H14	H15																																																																																																			
件数	27件	18件																																																																																																			
融資総額	2,200万円	1,290万円																																																																																																			
融資限度額	100万円	100万円																																																																																																			